

事務連絡

令和3年3月4日

公益社団法人富山県医師会長  
各郡市医師会長 } 殿

富山県厚生部健康課長  
(公印省略)

#### 4月以降の当面の相談・外来診療体制について

平素より、本県の厚生行政の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、4月以降の当面の相談・外来診療体制について厚生労働省より事務連絡がありましたので、別添のとおりお送りいたします。

当該事務連絡において、今後、再び新型コロナウイルスが大きく感染拡大する局面も見据えて、現在の相談・外来診療体制を維持することとされていることから、本県においても、4月以降も現在の体制を維持し、診療・検査医療機関についても、指定を解除せず、指定の効果を継続することとします。

また、受診・相談センターにつきましても、4月以降も引き続き設置しますので、併せてご連絡いたします。

貴会におかれましては、内容について御了知いただき、その円滑な実施にご配慮くださいますとともに、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

#### 【事務担当】

健康課感染症・疾病対策班

TEL：076-444-4513

FAX：076-444-9689

E-mail: ml-shinryokensa@pref.toyama.lg.jp